

>>>>ダウンロード<<<<

○多治見市地域公共交通会議設置要綱

平成19年1月16日告示第7号

改正

平成24年12月20日告示第281号

平成25年5月27日告示第128号

平成26年10月14日告示第231号

多治見市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、市内における住民の生活に必要な輸送の確保又は公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、多治見市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

2 交通会議は、法第6条第1項に規定する協議会とする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 当市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する生活交通ネットワーク計画に関する事項
- (5) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長又はその指名する者
- (7) 岐阜県多治見土木事務所長又はその指名する者
- (8) 岐阜県多治見警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) 岐阜県都市建築部公共交通課長
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 5 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 会議は、原則として公開とする。

(議決)

第7条 会議の議決方法は、委員の3分の2以上の多数により決するものとする。

- 2 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、前条第3項ただし書の規定により代理者に権限の委任がある場合は、この限りでない。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に規定する構成員の中から、会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市計画部都市政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年1月16日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日告示第281号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年5月27日告示第128号)

この告示は、平成25年5月27日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日告示第231号)

この告示は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行の日から施行する。